

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成26年1月31日)

- 1 県の入札制度について【県土総務課、技術企画課】・・・・・・・・・・1ページ

県土整備部

県の入札制度について

| | | |
|-----|-------------------------------|--------|
| I | 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例 | ・・・ 1 |
| II | 鳥取県建設工事等入札制度基本方針 | ・・・ 1 |
| | 第1 基本的な考え方 | ・・・ 1 |
| | 第2 適正な競争性の確保 | ・・・ 2 |
| | 1 競争入札に関すること | |
| | 2 入札参加資格に関すること | |
| | 3 建設工事の入札参加資格を有する者の施工能力等に係る格付 | |
| | 第3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除 | ・・・ 5 |
| | 1 低価格受注対策 | |
| | (1) 総合評価競争入札等の実施 | |
| | (2) 最低制限価格の設定 | |
| | (3) 低入札価格調査 | |
| | ① 低入札調査基準価格の引上げ | |
| | ② 施工現場に配置する技術者の増員 | |
| | ③ 経営診断の受診指導 | |
| | (4) 施工現場実態調査の実施 | |
| | (5) 主任(監理)技術者及び現場代理人の運用 | |
| | (6) 自社施工制度の実施 | |
| | 第4 透明性・公正性の確保 | ・・・ 9 |
| III | 予定価格 | ・・・ 13 |
| | 1 予定価格 | |
| | 2 労務単価 | |
| | 3 材料単価 | |
| | 4 標準歩掛、機械経費及び諸経費 | |

参 考 資 料

| | | |
|-----|----------------------------|--------|
| 資料1 | 鳥取県の建設業の現状 | ・・・ 17 |
| 資料2 | 設計労務単価引上げと技能労働者の賃金水準確保の取組み | ・・・ 19 |
| 資料3 | 建設工事における入札不調の状況と対応 | ・・・ 21 |
| 資料4 | 入札関係法令等(抜粋) | ・・・ 23 |

県の入札制度について

平成26年1月31日

県土総務課・技術企画課

本県では、平成19年2月、公共工事をめぐる入札談合が問題となる中で、全国で初めて鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例を制定し、入札制度に関し県民の代表である議会が関与する仕組みを構築しました。

この条例により議会の承認を得て策定した鳥取県建設工事等入札制度基本方針に基づき、入札制度等に関する透明性を確保し、かつその在り方について広く県民の合意を得ながら、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を定め、建設工事等の入札の適正な執行に努めているところです。

I 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築し、もって建設工事等の入札の適正な執行に資することを目的とする。

(基本方針の策定)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれに基づく政令及び省令（以下「地方自治法等」という。）の規定に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を規則等により定めようとするときは、鳥取県建設工事等入札制度基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき、定めなければならない。

2 基本方針には、地方自治法等の規定に基づき知事が定めることとされる事項で、建設工事等の入札制度に係る基本的なものを定めるものとする。

(議会の承認)

第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき、基本方針を策定しようとするときは、その内容について、あらかじめ議会の承認を得なければならない。

II 鳥取県建設工事等入札制度基本方針

第1 基本的な考え方

- 県が発注する建設工事等は、県民が安心して暮らせる社会資本の整備を目的として県民の税金等により行われるものである。
- このため、建設工事等の入札制度の在り方については、県民の理解が得られるよう、公正であることが強く求められている。
- また、建設工事等の入札をめぐる談合等の違法又は不当な行為（「違法等行為」）は県民の信頼を著しく損ねるものであるため、当該違法等行為の一扫を図る必要がある。
- これらのことにかんがみ、県は、建設工事等の入札制度に係る基本方針を次の理念に基づいて定めるものとする。
 - 1 経済的・効率的な予算執行を図るとともに、談合等の違法等行為を防止するため、建設工事等の入札に参加する者の競争性をより一層高めること。
 - 2 県民に対して良質な公共サービスを提供するため、建設工事等の品質の確保を図ること。
 - 3 建設工事等の入札制度の恣意的な運用を防ぎ、もってその公正性を確保するため、建設工事等の入札制度の透明性をより一層高めること。

第2 適正な競争性の確保

- 一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行の確保等の観点からも有効なものであるが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、適正な競争性の確保を図っていく必要がある。

1 競争入札に関すること

- 公共工事の入札をめぐる談合は県民その他納税者の信頼を著しく損ねるものであることにかんがみ、建設工事等における談合等の違法等行為の一扫を図る必要がある。

<制限付一般競争入札、電子入札の導入と適用範囲の拡大>

- このため、一般競争入札の導入の拡大を図るものとするが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、一定の条件を設けた一般競争入札である制限付一般競争入札（本店の所在地、施工能力、技術者等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたすべてのものを当該入札に参加させる入札の実施方法をいう。）を導入し、今後早期にその適用範囲を拡大していくことで入札に参加する者を増やし、競争性の確保を図っていくものとする。
- また、制限付一般競争入札の適用範囲を拡大するに当たっては、電子入札の適用範囲の拡大と併せて行うこととし、これにより、開札するまでの間は入札に参加した者を特定することができない状況を確認するものとする。

<発注の原則>

- 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 建設工事に適用する契約締結の方法（「入札方式」）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の図のとおりとする。
 - イ 県内建設業者により施工が可能と見込まれる建設工事（「県内向け建設工事」）は、県内建設業者に優先的に発注するものとする。
 - ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店等の所在地に係る区域制限（「区域割」）は、次の図のとおりとする。
 - ただし、次の区域割の区分によると当該工事の入札の条件を満たす者の数が少なく適正な競争性が確保できないと認められる場合は、当該区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大する等により、入札に参加することができる建設業者の数を増やすものとする。

<入札制度の適用対象区分>

- 平成25年1月以降、公募型指名競争入札を廃止し、制限付一般競争入札の対象範囲を拡大した。

【改正前】

| | 250万円 | 1千万円 | 6千万円 | 19.4億円 (WTO対象) |
|------|-------|-------------|-----------|----------------|
| 入札方式 | 随意契約 | 限定公募型指名競争入札 | 制限付一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 対象管内 | 3ブロック | | 全県 | 制限なし |
| 入札方法 | 紙入札 | 電子入札 | | |
| 落札方式 | 価格競争 | | 総合評価 | 価格競争 |

- * 港湾工事は250万円以上～WTO対象工事未満を全県とする。
- * 総合評価対象外工種等は価格競争とする。

【新制度】

| | 250万円 | 6千万円 | 19.4億円 (WTO対象) |
|------|-------|-----------|----------------|
| 入札方式 | 随意契約 | 制限付一般競争入札 | |
| 対象管内 | 3ブロック | | 全県 |
| 入札方法 | 紙入札 | 電子入札 | |
| 落札方式 | 価格競争 | 総合評価 | |
| | | | 価格競争 |

- * 港湾工事は250万円以上～WTO対象工事未満を全県とする。
- * 総合評価対象外工種等は価格競争とする。

2 入札参加資格に関すること

- 建設工事等の入札に参加する者の資格（「入札参加資格」）については、建設工事等を適正かつ合理的に行うことができるよう留意しながら、地方自治法施行令の規定に基づき知事が別に定めるものとする。

3 建設工事の入札参加資格を有する者の施工能力等に係る格付

- 建設工事の調達に係る健全な競争環境を構築するため、県内建設業者にあつては、建設工事の入札参加資格を有する者が多い発注工種について、当該入札参加資格を有する者の数に応じた格付（経営規模、施工能力等に応じて建設工事の当該入札参加資格を有する者に知事が付す等級をいう。）を設けるものとし、その設定は次により行うものとする。

(1) 格付は、知事が定める発注工種のうち、次のものについて行うこと。

土木一般、建築一般、とび等一般、アスファルト、電気工事、管工事及び造園工事

(2) 格付は、(3)の客観点数及び(4)の主観点数の合計点が高いものから順に行うこと。

(3) 格付の客観点数は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査に基づく総合評定値を知事が別に定めるところにより算定した点数とすること。

(4) 格付の主観点数の加点項目及び減点項目は、次のとおりとすること。

| | |
|------|--|
| 加点項目 | 工事成績、優良工事の有無、建設工事の技術等に関する研修の受講者数、ISO認証等の取得、男女共同参画推進企業の認定、新分野進出企業の確認の有無 |
| 減点項目 | 営業停止処分、指示処分、資格停止、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく雇用義務違反の有無 |

<平成25・26年度入札参加資格における格付>

① 格付工種

| | |
|--------|-----------|
| 土木一般 | 4等級 (A~D) |
| 建築一般 | 3等級 (A~C) |
| とび等一般 | 3等級 (A~C) |
| アスファルト | 2等級 (A~B) |
| 電気工事 | 3等級 (A~C) |
| 管工事 | 3等級 (A~C) |
| 造園工事 | 2等級 (A~B) |

② 格付

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

③ 客観点数

$$\text{直前の経営事項審査の総合評定値} \times 0.6 + \text{直前の直前の総合評定値} \times 0.4$$

※ 経営事項審査は、建設業法第27条の23で公共工事の元請として入札参加を希望する建設業者が必ず受けなければならないと定められているものであり、経営状況、経営規模、技術的能力、その他客観的事項について点数化して土木工事業など業種別に総合評定値（P点）として結果がでるもの。 ⇒ 全国一律の客観的評価

④ 主観点数 合計 385点 (上限)

点数の算出方法 $(\text{前期 (H23) 点数} + \text{後期 (H24) 点数}) \div 2 + \text{工事成績}$

評価項目及び配点

| | | | | | | | | | |
|------------------|---|------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 工 事 成 績 | + | 対 象 年 度 | 優 良 工 事 | 研 修 加 点 | I S O 認 証 | 男 女 共 同 | 新 分 野 進 出 | 資 格 停 止 等 | 合 計 (平均) |
| 300 | | H23 | | | | | | | |
| | | H24 | 20 | 30 | 20 | 5 | 10 | 減点 | 85 |

＜平成25・26年度 格付工種別 発注金額帯・定数等＞

| | | 発注金額帯 | 定数 | 業者数 | 要件 |
|--------|---|---------------|-----|-----|---------------------------------|
| 土木一般 | A | 4,000万円～ | 100 | 100 | ①1級技術者4名以上 ②特定許可 |
| | B | 2,000～4,000万円 | 150 | 150 | 1級技術者1名以上 |
| | C | 1,000～2,000万円 | 別定め | 141 | |
| | D | ～1,000万円 | — | 152 | |
| 建築一般 | A | 6,000万円～ | 35 | 35 | ①1級技術者3名以上 ②特定許可 |
| | B | 2,000～6,000万円 | 60 | 60 | 1級技術者1名以上 |
| | C | ～2,000万円 | — | 229 | |
| とび等一般 | A | 4,000万円～ | — | 58 | 特定許可 |
| | B | 1,000～4,000万円 | — | 189 | |
| | C | ～1,000万円 | — | 243 | |
| アスファルト | A | 800万円～ | 60 | 60 | |
| | B | ～800万円 | — | 13 | |
| 電気工事 | A | 1,500万円～ | — | 24 | ①1級技術者2名以上 ②第1種電気工事士2名以上 |
| | B | 500～1,500万円 | — | 31 | ①1級又は2級技術者1名以上 ②第1種電気工事士1名以上 |
| | C | ～500万円 | — | 52 | |
| 管工事 | A | 1,500万円～ | — | 30 | ①1級技術者2名以上 ②1級技能士2名以上 |
| | B | 500～1,500万円 | — | 31 | ①1級技術者1名以上 ②1級又は2級技能士1名以上 |
| | C | ～500万円 | — | 165 | |
| 造園工事 | A | 400万円～ | — | 28 | ①1級技術者1名以上 ②1級技能士2名以上 |
| | B | ～400万円 | — | 28 | |

(H25.4.1現在)

| | | |
|-------------|---|----------------------|
| 建設業知事許可業者数 | : | 2,141社 (H25.10.31現在) |
| 県工事入札参加資格者数 | : | 906社 (H25.4.1現在) |
| 県工事に係る格付業者数 | : | 829社 (H25.4.1現在) |

第3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除

- 低価格受注（建設工事等の予定価格を著しく下回る落札金額で受注する落札行為をいう。）の中には、契約内容に適合した施工若しくは履行がなされない、又はその者と契約することが公正な取引を乱すおそれを生じさせるとされるものも見受けられる。
- 過度の低価格受注は、建設工事等の品質の低下、下請業者に対する不当な抑圧等を招き、又はそうした受注を繰り返した結果として経営破たん等による建設工事等の不履行により県に不測の損害を与えるおそれがある。
- また、施工能力等のない者が建設工事等を受注した場合、建設工事等の適切な施工又は履行がなされないおそれがあるため、建設工事等の入札に参加する者の応募条件を適切に定める必要がある。

1 低価格受注対策

○ これらのことを勘案し、低価格受注等については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

(1) 総合評価競争入札等の実施

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札、同令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札その他の入札方式を積極的に活用することにより、建設工事の品質の確保を図るものとする。

※ 総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた価格と品質が総合的に優れた調達を実現するものである。

<総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドライン>（平成25年4月～）

① 地域密着型（新設導入）

道路や河川等の維持修繕工事など、地域を良く知る企業が行う方が効率的な工事について、地域を知り地域を守る企業が将来にわたり地域の維持管理等を持続的に行うことを目的として、会社の同種工事実績や地域性等により評価を行う。

<対象工事>・予定価格が250万円以上1千万円未満の小規模工事

・予定価格が1千万円以上6千万円未満の道路年間維持工事及び維持修繕工事（ひび割れ注入工等の同種工事実績を求める工事、表面被覆工等を主たる内容とする橋梁修繕など施工の難易度が高い工事や特殊な工事、自社施工対象工事等は対象外とする。）

② 技術提案評価型（本格実施）

施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事について、会社や配置技術者の工事成績等の評価に加えて施工上の工夫等の技術提案を求めて評価を行う。

<対象工事>・予定価格が6千万円以上19.4億円（WTO対象）未満の工事の中から発注機関が選定する。

③ 簡易評価型（従来の評価項目の見直し）

総合評価対象工事のうち、上記①、②の対象とならない工事について、会社や配置技術者の工事成績等により評価を行う。

<対象工事>・予定価格が1千万円以上19.4億円（WTO対象）未満の工事のうち技術提案評価型及び地域密着型の対象とならない工事。

<改正前>

| | | | | |
|------|-------|-------------|-------------------------|---------------|
| 予定価格 | 250万円 | 1千万円 | 6千万円 | 19.4億円（WTO対象） |
| 入札方式 | 随意契約 | 限定公募型指名競争入札 | 制限付一般競争入札 特別簡易型 総合評価 | 一般競争入札 |
| 対象管内 | 3ブロック | | 全県 | 制限無し |



<新制度>

| | | | | |
|------|-------|-------------|--------------------------|---------------|
| 予定価格 | 250万円 | 1千万円 | 6千万円 | 19.4億円（WTO対象） |
| 入札方式 | 随意契約 | | 制限付一般競争入札 ③簡易評価型 総合評価 | 一般競争入札 |
| 対象管内 | | ①地域密着型 総合評価 | ②技術提案評価型 総合評価 | 制限無し |
| | 3ブロック | | 全県 | |

＜新総合評価落札方式（土木関係工事）の評価項目＞

| 区 分 | 入札 価格 点数 | 施工能力点数 | | | | | | | | | | 技術 提案 点数 | 計 |
|----------|----------------|----------|------------|----------|------------|------------|----|---------|---------|---------|------------------|----------------|-----|
| | | 会社の施工能力 | | | 配置技術者の施工能力 | | | | 受注 額 | 地域 点 | 資格 停止 (減点) | | |
| | | 工事 成績 | 同種工 事実績 | 企業 経営 | 工事 成績 | 同種工 事実績 | 資格 | CP D | | | | | |
| ①地域密着型 | 90 | — | 1 | — | — | — | 1 | 1 | — | 4 | 0 | — | 97 |
| ②技術提案評価型 | 60 | 5 | 5 | — | 5 | 2 | 2 | 1 | — | 4 | 0 | 20 | 104 |
| ③簡易評価型 | 60 | 15 | 5 | 3 | 5 | 2 | 2 | 1 | 4 | 4 | 0 | — | 101 |

＜簡易評価型の評価項目・評価方法＞

| | |
|--------------|---|
| 入札価格点数 | $60 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ |
| 会 社 工事成績 | $15 \times \text{入札参加者の会社工事成績} / \text{最高の会社工事成績}$ ・ 県工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値 ・ 県工事の受注実績がない会社は69点 (H25) |
| 同種工事実績 | 会社同種工事実績に係る工事成績により評価する。 ・ 過去5年間の県・国等発注工事の会社同種工事実績に係る工事成績 |
| 企業経営 | 工事の品質と施工の確実性を確保するための評価項目であり、会社の経営状況、経営規模、技術力（技術職員数等）などを総合的に評価した総合評定値（経営事項審査のP点）により評価する。 |
| 配置技術者 工事成績 | $5 \times \text{入札参加者の配置技術者工事成績} / \text{最高の配置技術者工事成績}$ |
| 配置技術者 同種工事実績 | 配置技術者同種工事実績に係る工事成績により評価する。 |
| 配置技術者 資格 | 配置技術者の有する資格により評価する。 |
| 配置技術者 CPD | 配置技術者の継続学習実績に加点評価する。 |
| 受 注 額 | 受注能力以上の受注を抑制することを目的とし、受注する度に年度当初の与点4点を減点する。 $\text{受注額} = 4 \times \left[1 - \frac{\text{県工事受注額}}{\text{県工事平均受注額又は(生産指標額} \times k)} \right]$ |
| 地 域 点 | 工事箇所毎に会社本店所在地により評価する。 ・ 工事箇所が鳥取の場合：鳥取4点、八頭1点、中部・米子・日野0点 |
| 資格停止（減点） | 入札参加資格停止があった者について減点する。 |

＜地域密着型の評価項目・評価方法＞

| | |
|--------------|---|
| 入札価格点数 | $90 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ |
| 会 社 同種工事実績 | 入札参加者が提出した過去15年間の県・国等発注工事における会社同種工事実績の有無により評価する。 |
| 配置技術者 資格、CPD | 簡易評価型と同様に評価する。 |
| 地 域 点 | 工事箇所毎に会社本店所在地により評価する。 ・ 工事箇所が鳥取の場合：鳥取4点、八頭1点、中部・米子・日野0点 ・ 年間道路維持工事に限り、工事箇所と会社本店所在地が同一管内の場合で工事箇所と本店所在地が同一の市町村の場合は4点、本店所在地が工事箇所以外の市町村の場合は3点とする。 |
| 資格停止（減点） | 簡易評価型と同様に評価する。 |

(2) 最低制限価格の設定

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格の制度を活用するものとし、その価格の設定に当たっては、低価格受注が多発することのないよう留意するものとする。

<最低制限価格制度の適用>

- 県では、建設工事の内容に適合した履行を確保するため、2億円未満の土木工事等（建築一般は4億円未満）については、最低制限価格制度を適用している。
- ※ 国発注工事においては、契約の相手方の決定は会計法第29条の6によるが、最低制限価格制度の規定はなく、全て低入札価格調査制度を適用している。

| | 低入札価格調査制度 | 最低制限価格制度 |
|--------|--|--|
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167号の10第1項 | 地方自治法施行令第167号の10第2項 |
| 制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・①最低価格で入札した者により契約内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき や②最低価格で入札した者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低価格で入札した者を落札者とすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とすることができる。 |
| 適用対象工事 | 建築一般以外 2億円以上 建築一般 4億円以上 | 建築一般以外 2億円未満 建築一般 4億円未満 |

<最低制限価格の引上げ>

- 近年、建設投資の減少に伴い競争が激化する中で低価格入札が続き、工事品質の低下や下請けへのしわ寄せ等が懸念されたことから、平成20年8月までに最低制限価格を工事毎に変動設定するとともに、予定価格の概ね80～81%に設定し、その後も段階的に引き上げ、国の低入札調査基準価格の設定範囲見直しなども踏まえて、平成22年に2億円未満の土木工事等について予定価格の概ね90%程度に引き上げた。

これにより、平成24年度建設工事の平均落札率は約92%と上昇し、会社の経営状況は改善されつつある。

- 【最低制限価格引上げ】①～H20.8 予定価格の概ね80～81%、最低制限価格を変動設定
 ② H20.8～ 予定価格の概ね85%程度に引き上げ
 ③ H22.8～ 予定価格の概ね90%程度に引き上げ

<最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適切な活用について(要旨)>H21.5.15国通知
 低入札調査基準価格の設定範囲をこれまでの「2/3から8.5/10の範囲」から「7/10から9/10の範囲」に引き上げたところだが、最低制限価格及び低入札調査基準価格について、このたびの改正を踏まえ、地域の実情に応じ、設定範囲の上限(9/10)に設定する等これらの算定式の改定や設定範囲の引上げを適切に行うこと。

【最低制限価格の設定状況(全国)】(H23.1調査)

- ほぼ全ての県が最低制限価格の上限を予定価格の90%に設定している。

(3) 低入札価格調査

① 低入札調査基準価格の引上げ

- 近年、予定価格2億円以上の土木工事等で低価格入札が続き、共同企業体構成員の県内業者や下請け等へのしわ寄せ等が懸念されたことから、国の低入札価格調査基準等の改正に準じて、平成25年7月に、県でも2億円以上の土木工事等について、調査基準価格を予定価格の概ね88%程度(引上げ前:概ね81%程度)に引き上げ、失格基準も予定価格の概ね80~85%程度(引上げ前:概ね75%程度)に引き上げた。

| 区 分 | | 改正前 | 改正後 |
|---------|-----|--|---|
| 調査基準価格 | 範 囲 | 予定価格の2/3から8.5/10の範囲 (予定価格の概ね81%程度) | 予定価格の2/3以上 (予定価格の概ね88%程度) |
| | 算定式 | 純工事費(直接工事費+共通仮設費)× 0.93+現場管理費×0.60+一般管理費× 0.30 | 直接工事費×0.95+共通仮設費× 0.90+現場管理費×0.80+一般管 理費×0.55 ※ 国の低入札価格調査基準等に準じる |
| 失 格 基 準 | | (予定価格の概ね75%程度) 非公表 | (予定価格の概ね80~85%程度) 非公表 |

② 施工現場に配置する技術者の増員

予定価格を著しく下回る落札金額で受注した者(「低価格落札者」)に対しては、施工現場に配置される技術者を増員することにより、施工現場における施工管理の適正化を図るものとする。

<対象工事> 2億円以上(建築一般は4億円以上)

| ①現場代理人 | ②主任(監理)技術者 | ③追加技術者 | 計 |
|---------------------|------------|--------|------|
| ①、②、③は、それぞれ兼務を認めない。 | | | 最低3名 |

③ 経営診断の受診指導

低価格落札者に対しては、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条第1項に規定する経営診断を受診させることとし、当該受診結果が健全と判断されるまでの間は、建設工事の入札に参加させないものとする。

同一工種において1年以内に低価格落札を2回繰り返した者 → 経営診断の受診対象

<2回目の経営診断に適用する診断基準> ※1回目の受診で健全と判断されたが、1年以内に再び受診対象となった者を対象

- ①直近期の自己資本比率が30%以上
- ②直近期又は直近期を含み直近過去2期間の平均の経常収支比率が100%以上
この基準を満たしていることを健全な状態と判断する必須条件とする

(4) 施工現場実態調査の実施

下請業者に対する不当な抑圧その他の不適切な行為を防止するため、施工現場の施工体制に係る実態調査を行い、建設工事の適切な施工の確保に努めるものとする。

<施工現場実態調査員> 5名体制 (鳥取・八頭管内) 2名
(中部管内) 1名
(米子・日野管内) 2名

(主な調査事項)

- ・建設業法の遵守事項(下請への丸投げ、専任技術者の配置等)
- ・下請契約における書面契約の励行状況 など

(5) 主任(監理)技術者及び現場代理人の運用

主任(監理)技術者及び現場代理人の運用について

| 区分 | 主任(監理)技術者 | 現場代理人 |
|--------------------------------|---|---|
| 専任を要する工事 (2,500万円以上の土木工事等) | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場に専任で配置 ・建設業許可要件者(経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者)以下同じ。)でないこと ・開札日時点で他の工事に従事していないこと(※1) | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場に常駐を義務付け(※2) ・建設業許可要件者でないこと |
| 専任を要しない工事 (2,500万円未満の土木工事等) | <ul style="list-style-type: none"> ・同一管内に限り、県工事の技術者として2件まで兼務可能 | |

※1 主任(監理)技術者について、西部総合事務所(米子、日野)管内の暫定運用として、災害復旧工事の開札日から1か月以内に他の工事に従事していないことが確認できる場合は認める(H25.11.12～H26.3.31までに調達公告を行う工事に適用)。

※2 現場代理人について、西部総合事務所(米子、日野)管内の暫定運用として、専任を要しない2,500万円未満の土木工事等に限り、同一管内で災害復旧工事を含む場合、2件まで兼務を認める((H25.11.7～H26.3.31までに調達公告を行う工事に適用)。

(6) 自社施工制度の実施

- 専門工事業者の健全な育成のため、専門工事において、原則として自社保有の技術者・技能士等や自社保有の施工機械で行う自社施工制度を実施している。

<自社施工対象工事>

- ・ アスファルト、法面植生工、法面保護工、アンカー工、交通安全施設、造園工事、区画線工、塗装一般

<自社保有技術者・機械>

- ・ 自社保有技術者等
主任(監理)技術者、現場代理人、技能士、作業員など
- ・ 自社保有機械
モーターグレーダー、フィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラーなど

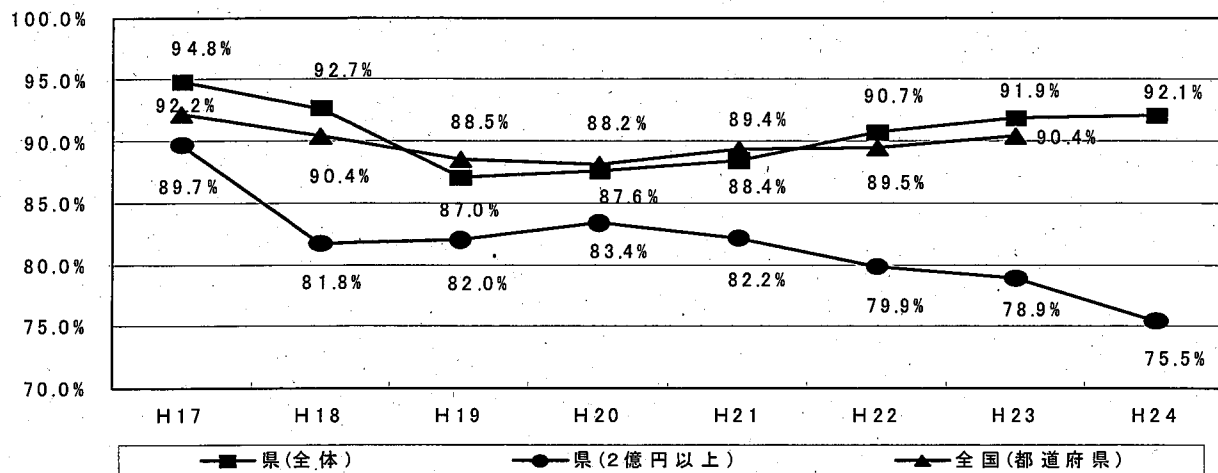
第4 透明性・公正性の確保

- 建設工事等の入札制度の公正性を確保し、その適切な運用を担保するため、この方針により定めた建設工事等の入札制度を改正しようとするとき又は建設工事等の入札制度に関する運用状況を取りまとめたときは、その内容について、鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会に意見を聴取するものとする。

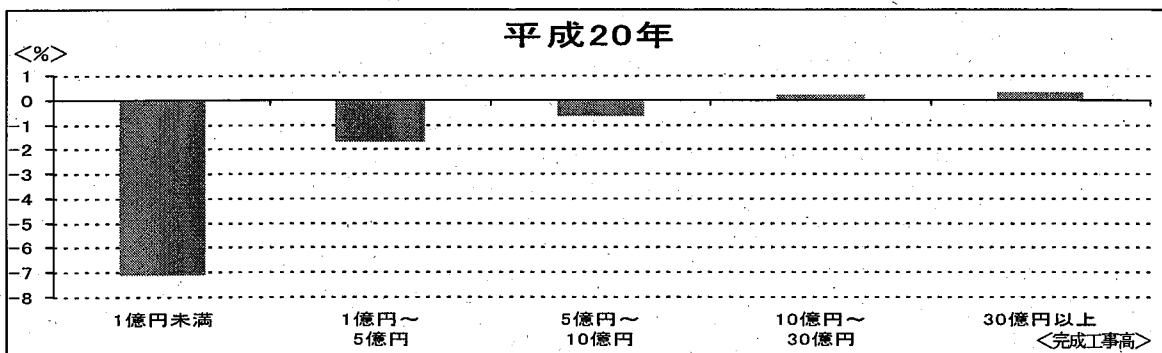
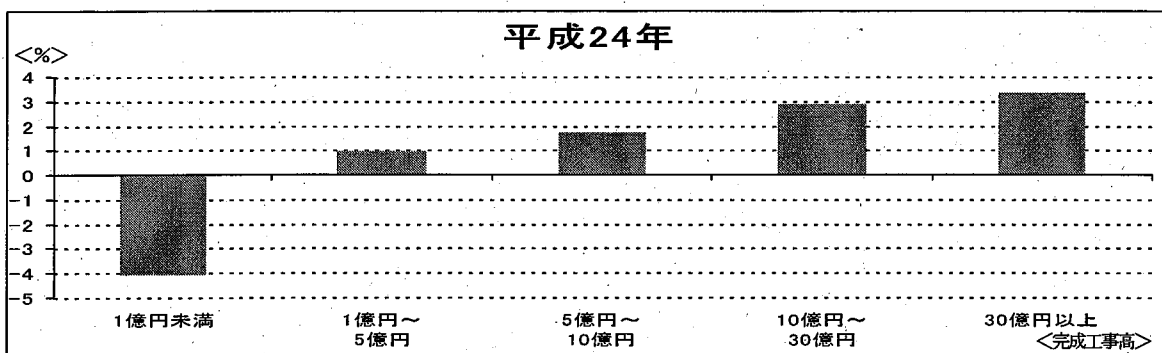
<鳥取県建設工事等入札・契約審議会>

会長 井上正一(鳥取大学大学院工学研究科特任教授)ほか6名

＜本県及び全国における落札率の推移＞

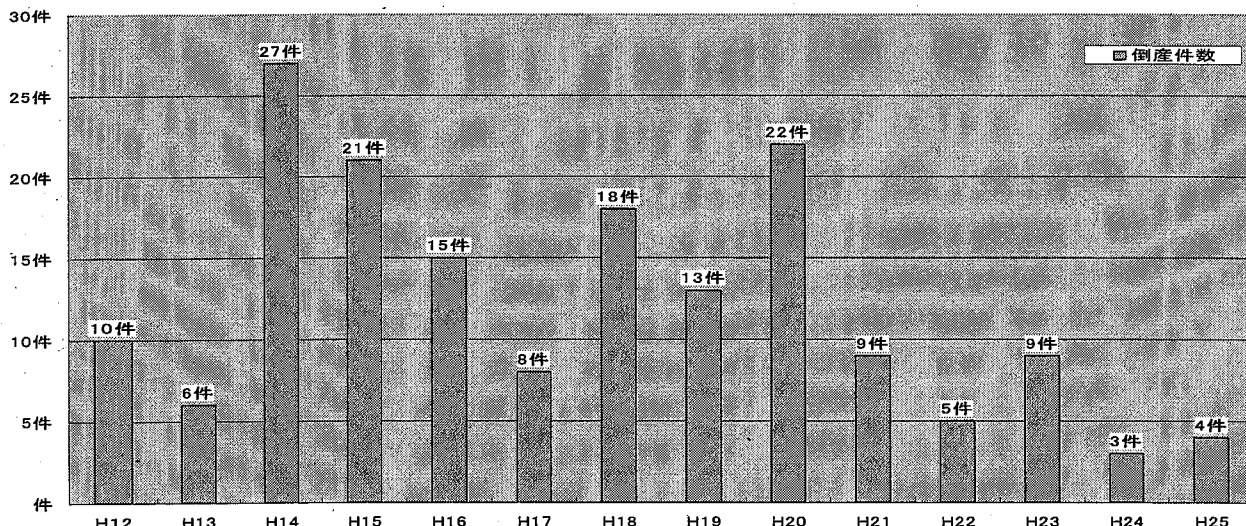


＜県内建設業における完成工事高別の完成工事高営業利益率＞



出典：西日本建設業保証(株)

＜県の建設工事入札参加資格保有者の倒産状況＞



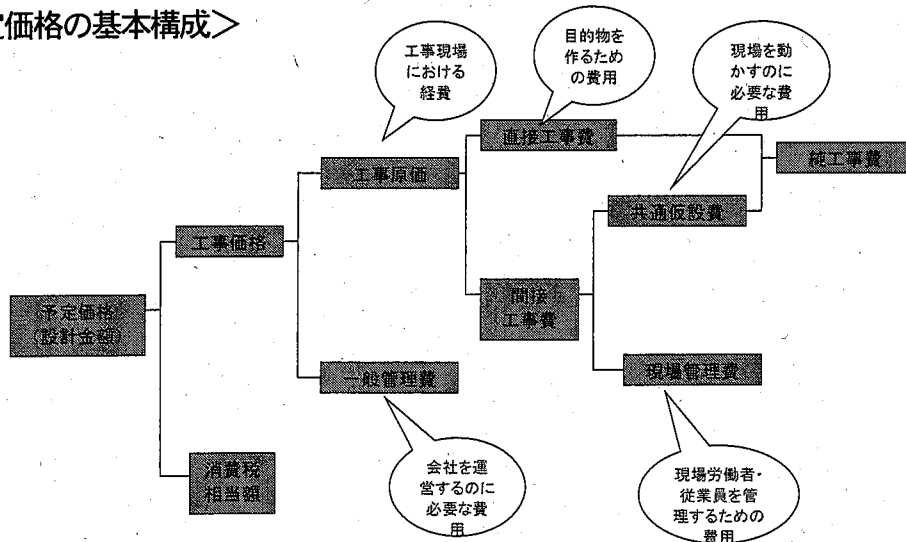
※H25.11 末までの期間の集計

III 予定価格

1 予定価格

- 会計法及び地方自治法等において、公共工事の発注では、原則として予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とすると定めている。つまり、公共工事における予定価格は、契約予定金額の上限としての性格を持っている。(会計法第29条の6第1項、地方自治法第234条第3項)
- 予定価格は、資材等の最新の実勢価格や施工実態を反映して定めるものである。

<予定価格の基本構成>



<直接工事費の構成>

(1) 労務費

所要人員(歩掛)と労務単価により積算

(2) 材料費

数量(標準使用量に施工中の損失等を加算)と材料単価により積算。

(3) 機械経費

工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)で、燃料費・機械損料等と運転時間又は日数(歩掛)により積算

2 労務単価

- 公共工事設計労務単価は、国・県で実施する労務費調査に基づき国が定めている。
- 平成25年度から公共工事設計労務単価を約11.8%引き上げ、技能労働者の賃金水準引上げと社会保険加入促進など労働環境の改善に取り組んでいる。

<県によるフォローアップ調査の結果>

- 建設業者の企業努力もあり、約8割の企業が賃金(一時金も含む)又は下請業者の労務単価引上げ(予定も含む)又は賃金水準を確保している。
- 公共工事設計労務単価は、元請業者、下請業者等の賃金調査(労務費調査)に基づき定められることから、建設労働者の賃金水準引上げが公共工事設計労務単価の更なる引上げにつながる。このため、県としては、引き続き、建設労働者の適切な賃金水準確保の取組みの更なる徹底、下請へのしわ寄せ防止対策の強化などに取り組んでいく。

※ 労務単価の改定について（新情報）

国土交通省は、2月から設計労務単価を引き上げる（全国平均で+約7%）ことを公表した（1月30日）。併せて、社会保険料相当額の反映、技能労働者への適切な賃金の支払いの要請、賃金水準の実態注視などを継続することとしている。

鳥取県においては、2月10日以降調達公告する工事から新労務単価を適用するとともに、引き続き、建設労働者の適切な賃金水準確保の取組みの更なる徹底、下請へのしわ寄せ防止対策等の強化などに取り組んでいく。

＜鳥取県における新労務単価の概要＞

全業種平均は約6.6%の上昇であり、作業員単価は4%前後だが、鉄筋工等の技能労働者は7%以上の上昇となっている。

このことにより、工事価格も約1~1.5%（平成25年4月時は約2~2.5%）上昇することになる。

3 材料単価

- 材料単価は、全ての資材について年2回の全面改定を行うとともに、変動状況に応じて毎月更新するなど市場取引の実勢単価の変化を速やかに反映にさせ、予定価格を算出している。

＜設計単価改定基準 抜粋（平成18年1月12日制定）＞

| | 主要資材 (生コン・アスコン・骨材・鉄筋コンクリート用棒 鋼・コンクリート積ブロック・油脂類) | 一般資材 (左記以外) |
|-------|---|----------------|
| 年度当初 | 随時 | 全面改定 |
| 原則10月 | 全面改定 | 全面改定 |
| 随時 | ±2%以上の変動時 | ±5%以上の変動時 |

- また、契約後において、主要な材料単価が著しく変動した（対象資材の増減が対象工事費の1%を超える）場合については、請負金額の変更を請求することができる（単品スライド）。

4 標準歩掛、機械経費及び諸経費

- 標準歩掛、機械経費は、原則として歩掛調査に基づき国が定めた基準を適用している。ただし、実態に合わない工種の歩掛については鳥取県独自の歩掛を設定している。

＜鳥取県独自歩掛の例＞

(H23年度制定) ひび割れ補修

(H24年度制定) 防草コンクリート工、不整地運搬車（2t積）

排水構造物工（高密度ポリエチレン管 径700mm~1000mm）

(H25年度制定) 片切掘削工（小規模土工）、切土法面整形工（中・小規模土工）

- 諸経費（率）は、国が定めたものを適用している。
- なお、施工箇所が点在する場合の間接工事費（共通仮設費、現場管理費）について、これまで、距離に関係なく一括算出していたところであるが、平成25年12月12日から公道の距離5km以上の場合は、施工箇所ごとに間接工事費を算出するよう見直した。

参 考 資 料

資料 1 鳥取県の建設業の現状

資料 2 設計労務単価引上げと技能労働者の賃金水準確保の取組み

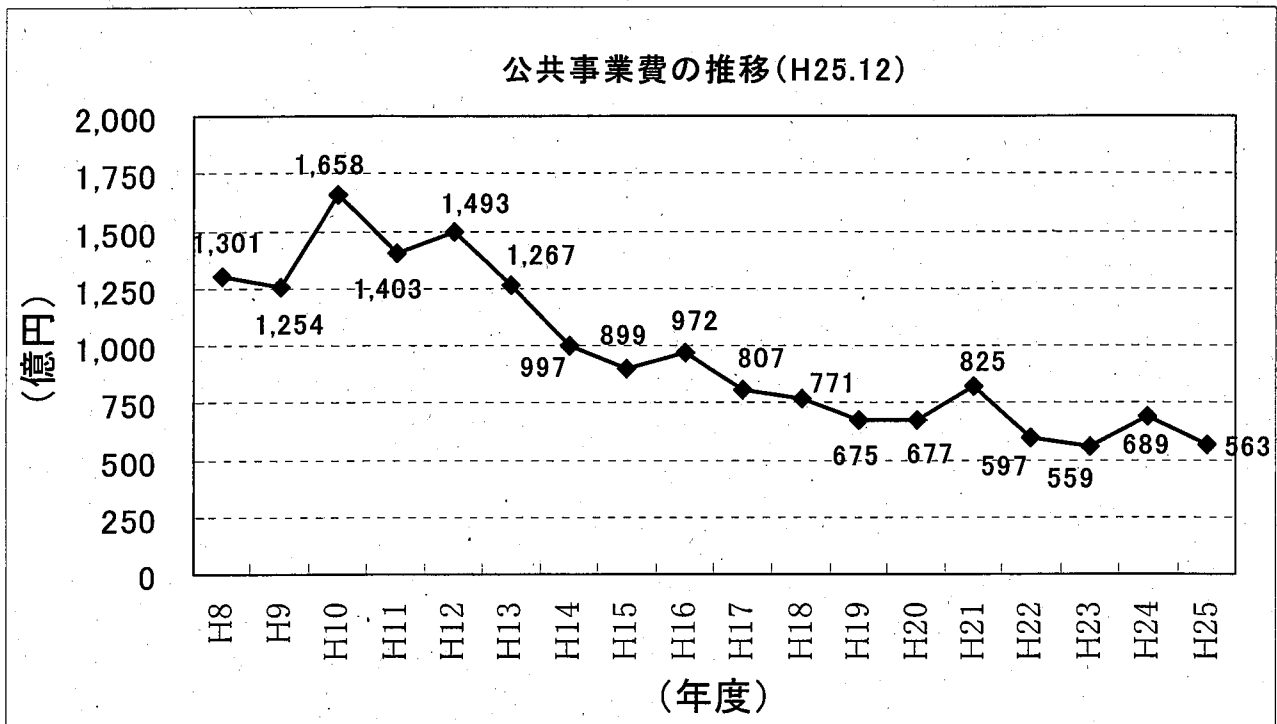
資料 3 建設工事における入札不調の状況と対応

資料 4 入札関係法令等（抜粋）

資料1

鳥取県の建設業の現状

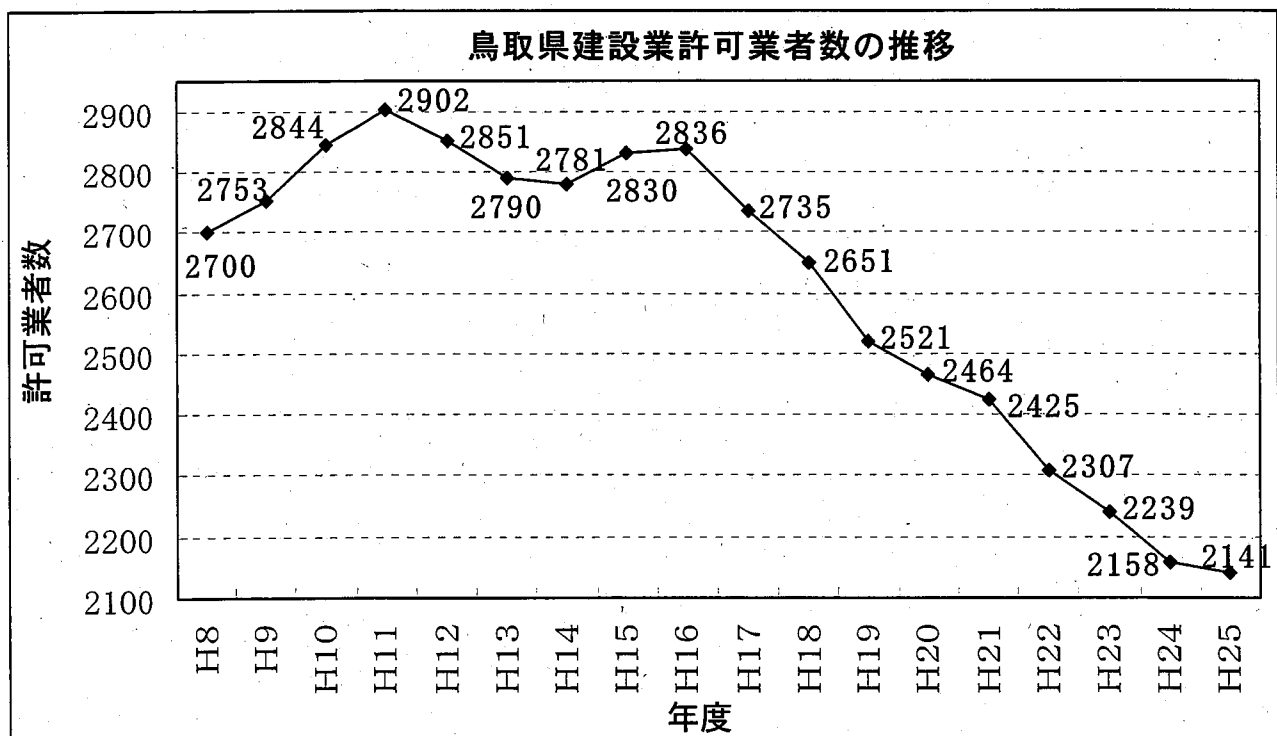
1 県の公共事業費の推移



※農林国営事業負担金を含む。

※平成25年度は11月補正後の予算額。

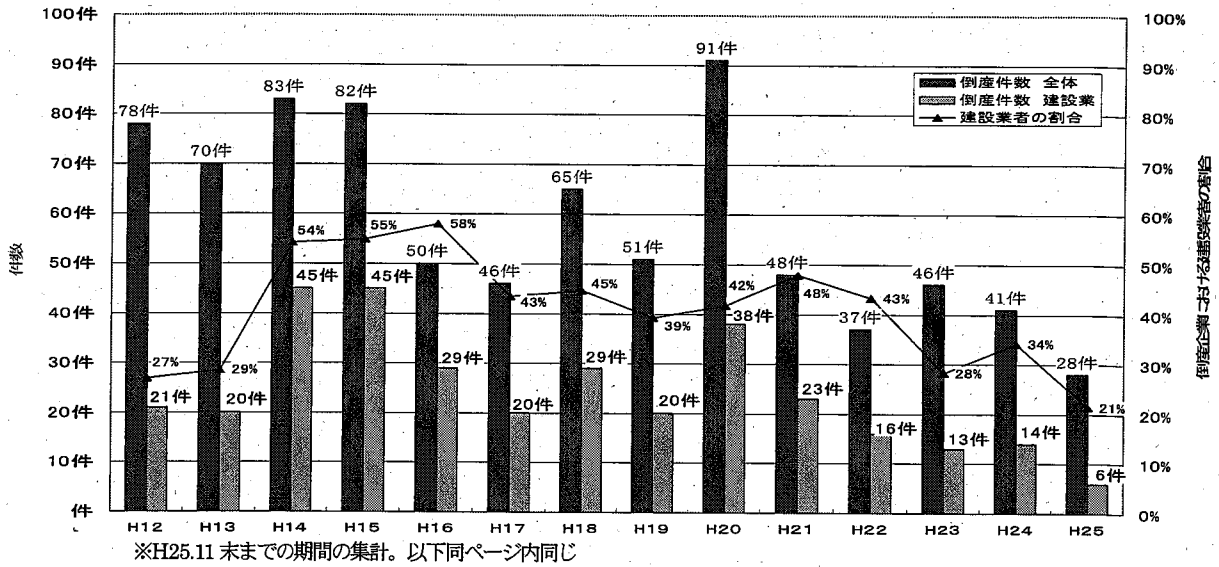
2 県の建設業許可業者数の推移



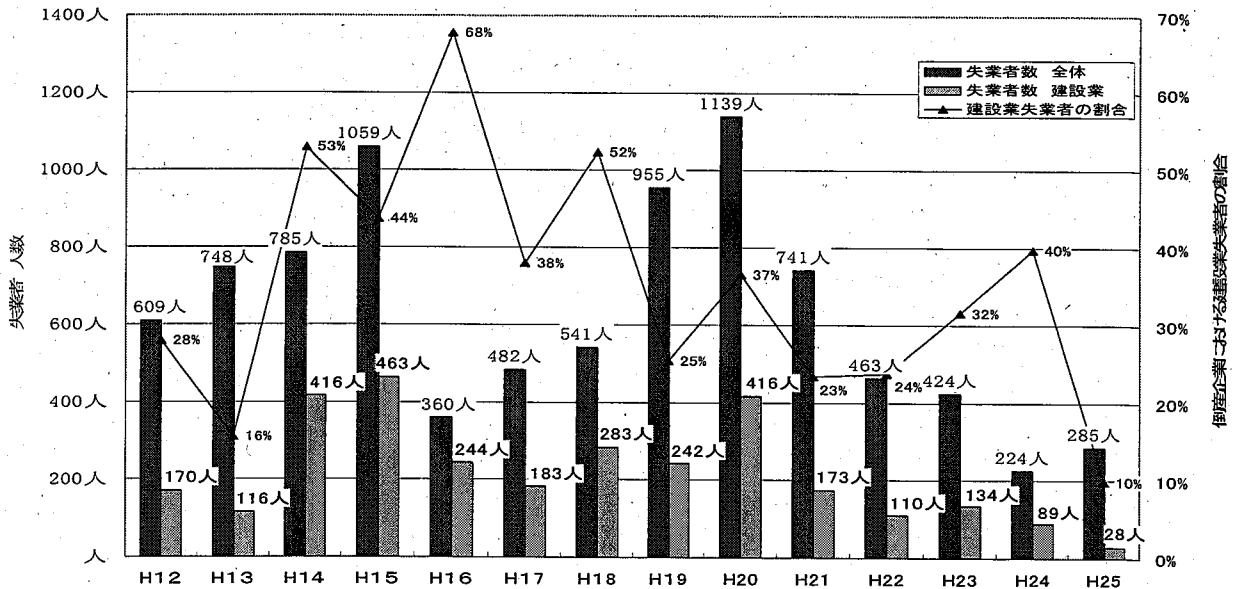
※H25.10月末時点の集計

3 県の建設業の企業倒産及び失業者の状況

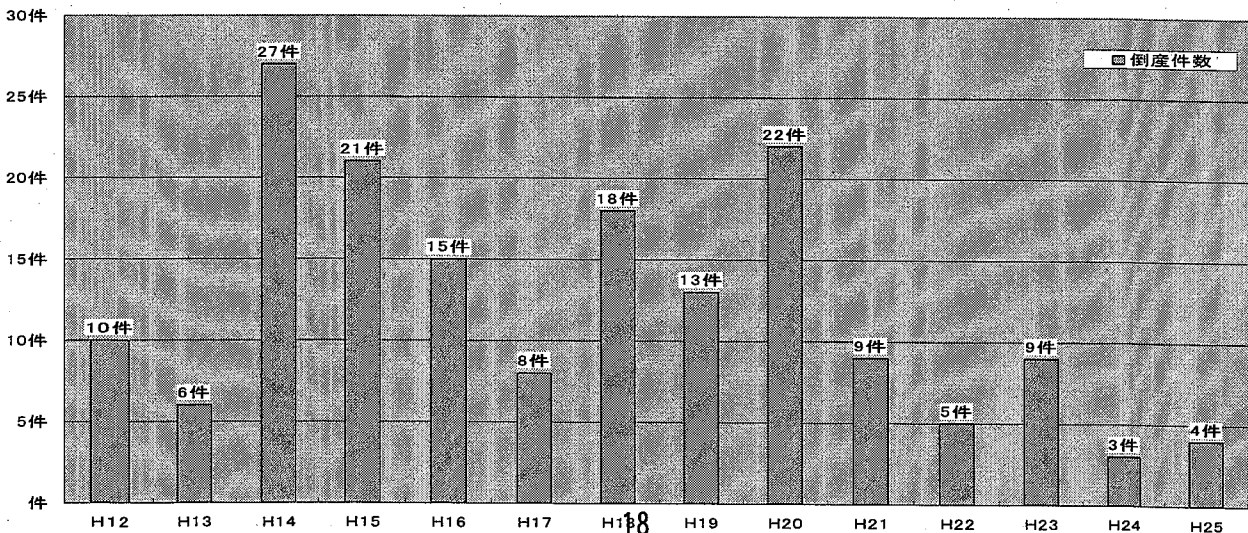
(1) 県の企業倒産全体における建設業者倒産の割合（企業数）



(2) 県の企業倒産失業者全体における建設業失業者の割合（雇用人数）



4 県の建設工事入札参加資格保有者の倒産状況



資料2

設計労務単価引上げと技能労働者の賃金水準確保の取組み

技能労働者の労働環境改善や若年入職者の確保に向けて、適切な賃金水準確保や社会保険の加入促進等に取り組んでいるところであり、賃金水準確保のフォローアップ調査の結果を踏まえ、引き続きこれらの取組みの更なる周知徹底など、必要な対策を行う。

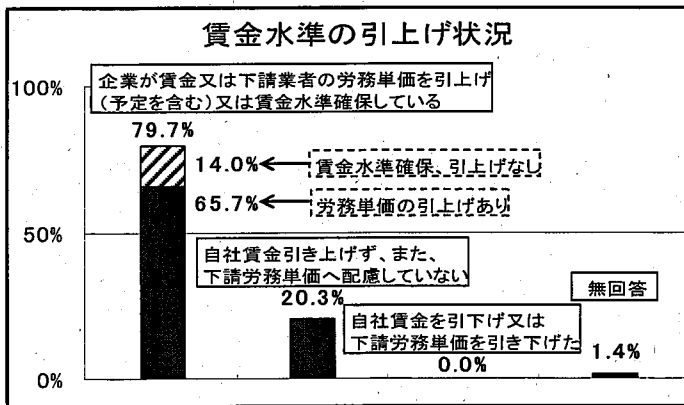
1 技能労働者の賃金水準確保に向けたこれまでの取組み

- 平成25年度公共工事設計労務単価を引上げ(前年度比約11.8%)、予定価格に法定福利費等を反映した。
- 知事から建設業団体に対し、技能労働者の適切な賃金水準確保と社会保険への加入徹底等を要請した。
- 賃金水準確保のフォローアップ調査(アンケート等)を行い、賃金水準の実態を把握した。

2 技能労働者の賃金水準確保の現状と課題(フォローアップ調査の結果)

- 県調査では、約8割の企業が賃金又は下請業者の労務単価を引上げ(予定を含む。)又は賃金水準確保をしていたが、全国調査では、賃金水準を引き上げた企業は約3割強(無回答を除くと約5割)であった。
- 賃金水準を引き上げた理由は、「若者の入職促進など業界の発展に必要」「設計労務単価の上昇」等であり、各企業が適正な賃金水準確保の必要性を理解され、これまでの取組みが一定の成果を上げつつある。
- 賃金水準を引き上げられない理由は、「請負金額が低い」「経営の先行きが不透明」等であり、適切な賃金水準確保の可能な請負金額の徹底等が必要である

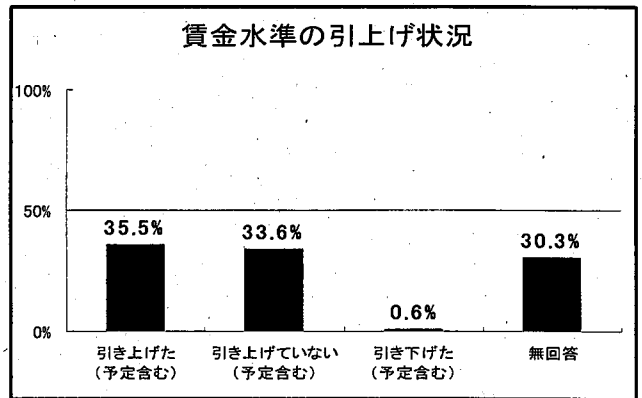
＜県調査＞(回答者数) 特例措置対象工事の元請108社 下請44社(回答率94%) (参考)＜全国調査＞(回答者数)約1万8千社(回答率78%)



賃金水準を引き上げた主な理由

| | |
|-----------------------|-----|
| ①若者の入職促進など業界の発展に必要 | 22% |
| ②設計労務単価が上昇したため | 19% |
| ③引き上げなければ労働者が確保できないため | 15% |
| ④業績好調で賃金に回せる資金を確保できる | 15% |

※複数回答可



賃金水準を引き上げられない主な理由

| | |
|------------------------|-----|
| ①請負金額が低く賃金引上げ費用が捻出できない | 26% |
| ②経営の先行きが不透明で引上げに踏み切れない | 20% |
| ③他社との競争上、賃金にコストをかけられない | 11% |
| ④赤字補填や運転資金に充当する必要があるため | 10% |

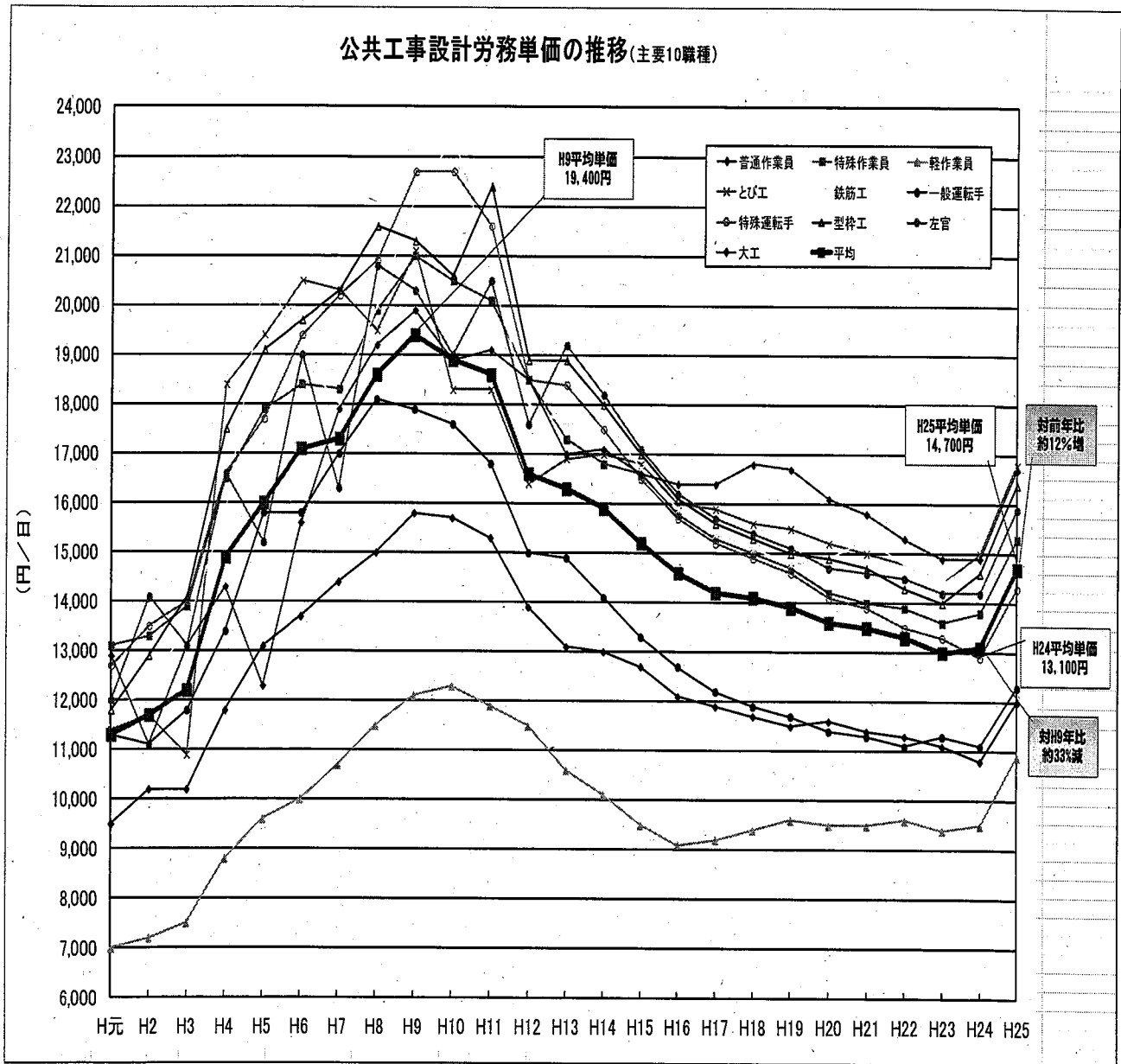
※複数回答可

3 フォローアップ調査の結果を踏まえた今後の取組み

引き続き、技能労働者の労働環境改善に向けて、次のとおり取り組んでいきたい。

- 技能労働者の適切な賃金水準確保のための取組みの更なる周知徹底
 - ・企業訪問(19社)、電話(42社)等により、取組みの更なる周知徹底と賃金水準引上げ等を再要請(H25.11.1~)
 - ・新労務単価対象工事の周知ポスターの工事現場での提示(H25.11~)
- 下請へのしわ寄せ防止対策の強化と法定福利費を明示した標準見積書の活用促進
- 専門工事業団体等の意見を踏まえた、若年入職者確保・育成に向けた取組みの検討
- 国と県が毎年共同で行う労務費調査の実施 ⇒ 翌年度の公共工事設計労務単価へ反映

＜公共工事設計労務単価の推移＞



1 本県における入札不調の状況

- 県工事における入札不調（参加者なし）は、10～11月頃に、特に西部で増加傾向にあり、災害復旧工事への影響が懸念された。このため、業界への状況確認や応札の呼びかけを行うとともに、西部総合事務所管内の災害復旧工事に限定して技術者要件等の暫定緩和措置（※）を実施した結果、災害復旧工事の入札不調はほとんどなく、現在は落ち着いている。

〔※（現行） 現場代理人は原則として工事現場に常駐
（暫定緩和措置）同一管内の2,500万円未満の工事で現場代理人の兼務を2件まで可能とする。〕

その後、鳥取県土整備事務所管内で入札不調が増加傾向にあるが、経済対策で発注した工事は年内に一段落ついたものもあることから、状況を注視している。

- 入札不調は、河川・砂防施設等の小規模修繕工事や歩道改良工事などで生じており、小規模で手間がかかり利益が得られにくい工事が敬遠される傾向にあることから、より実態に即した予定価格の設定に努めていきたい。

<平成25年度県工事における入札不調の状況>

| | 県発注工事件数 | うち入札不調(応札者なし) | 入札不調発生率 |
|------------|---------|---------------|---------|
| 平成25年4～12月 | 1,144件 | 86件 | 7.5% |
| 平成24年4～12月 | 1,048件 | 43件 | 4.1% |

(全国的な入札不調の主因と公共事業の円滑な施工確保対策)

- 全国的な入札不調の主因
 - ・ 全国的な入札不調の主因は、人手不足ではなく、予定価格と実勢価格の乖離によるものであり、予定価格と実勢価格が乖離している理由としては、人手不足等の構造的な要因などいろいろな状況が複雑に絡みあっている。
- 公共建築工事における入札不調の発生
 - ・ 特に、学校や病院などの公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調等が発生している。
- 公共事業の円滑な施工確保対策
 - 公共建築工事の施工確保 ・ 最新単価適用の徹底
 - ・ 見積りを活用した単価設定
 - ・ スライド条項の適切な設定・活用
 - ・ 適切な数量・施工条件等の設定 など
 - 予定価格の適切な設定
 - ・ 公共工事設計労務単価の機動的見直し など
(最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直し など)
 - 適正な工事採算性の確保
 - ・ 各種スライド条項の活用の徹底 など
 - 人手不足への対応・平準化
 - ・ 発注ロットの大型化 など

公共事業の円滑な施工確保対策＜概要＞

公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取りつつ実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し**
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**
地方公共団体等に対し、歩切りの根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。

- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。

柔軟な工期の設定

受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3カ月以内）の設定を実施。

- **設計変更等における柔軟な運用を実施**
既契約工事への設計変更による追加などを状況に依り柔軟に実施。

○地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。 ← 例外:最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式

○地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。 ← 低入札価格調査

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。 ← 最低制限価格

第六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契

約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、…(以下略)

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

第三条

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

(発注者の責務)

- 第六条 公共工事の発注者(以下「発注者」という。)は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を適切に実施しなければならない。